

訴状

平成24年2月 日

那覇地方裁判所 御中

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

原告ら訴訟代理人弁護士	原田 彰好
同	籠橋 隆明
同	長谷川鉄治
同	白川 秀之
同	間宮 静香
同	栗山 知
同	鍋口 崇
同	堀 雅博
同	御子柴 慎
同	横江 崇
同	日高洋一郎
同	斎藤 祐介
同	喜多 自然
原告ら訴訟復代理人弁護士	松本 徹意
同	吉浦 勝正

事件名 弁護士報酬請求事件

訴訟物の価額 1050万円

ちょう用印紙額 5万3000円

請求の趣旨

- 被告は、原告らに対して、1050万円を支払え
- 訴訟費用は、被告の負担とする
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第1 弁護士報酬を請求する住民訴訟について

1 本件は、原告らと被告の間の下記の事件（以下「本件住民訴訟」という。）について、地方自治法242条の2第12項に基づく弁護士報酬金を請求するものである。

那覇地方裁判所平成17年（行ウ）第7号、同第8号

泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件

平成20年11月19日判決言渡し

福岡高等裁判所那覇支部平成20年（行コ）第5号

泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求控訴事件

平成21年10月15日判決言渡し

2 本件住民訴訟は、平成21年10月30日、上告期間が経過したことにより、原告らの一部勝訴が確定した。

第2 被告が原告らに対して弁護士報酬を支払うべきこと

1 地方自治法は242条の2第12項は、住民訴訟を提起した者が勝訴した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対して、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払いを請求することができると規定している。

2 本件では、原告らは、本件住民訴訟の訴状に記載した訴訟代理人弁護士に対して、日本弁護士連合会報酬基準に基づいて算定した弁護士報酬（着手金、報酬金）を支払うことを約しているから、上記規定の「弁護士報酬を支払うべきとき」に当たる。

第3 請求する弁護士報酬金の金額の算定について

1 地方自治法242条の2第12項は、地方公共団体が支払うべき弁護士報酬は、「相当と認められる金額」と定めている。この「相当と認められる金額」は、「住民訴訟において住民から訴訟委任を受けた弁護士が当該訴訟のために行った活動の対価として必要かつ十分な程度として社会通念上適正妥当と認められる額をいい、その具体的な額は、当該訴訟における事案の難易、弁護士が必要した労力の程度及び時間、認容された額、判決の結果普通地方公共団体が回収した額、住民訴訟の性格その他諸般の事情を総合的に勘案して定められるべきもの」（最高裁平成21年4月23日判決）とされている。

2 本件訴訟では、同規定に基づき相当と認められる弁護士報酬の金額は、日本弁護士連合会が定めていた「旧日本弁護士連合会報酬等基準」（以下「基準」という。）を参考にすると、以下の金額となる。

（1）中城湾港（泡瀬地区）公有水面埋立事業・臨海部土地造成事業及び沖縄市東部海浜開発事業に関する沖縄県の財政支出は、下記の合計金468億円である。

埋立てに係る事業費 181億円
埋立完了後の土地利用に想定される事業費
国からの埋立地取得費 約213億円
地盤改良費 約42億円
基盤整備費 約32億円

もっとも、沖縄県の上記事業費のうち、約20億円はすでに支出され、これに関する損害賠償請求は却下されている。さらに、下記記載の沖縄市の埋立地取得費184億円は沖縄県に支払われることになる。これらを踏まえると、沖縄県の財政支出は、実質的には上記468億円から20億円及び184億円を差し引いた264億円となる。

一方、沖縄市の財政支出は、下記の合計金275億円である。

埋立完了後の土地利用に想定される事業費
沖縄県からの埋立地取得費約184億円
基盤整備費91億円

(2) 基準によれば、事件の経済的な利益の額が3億円を超える場合には、その4%+738万円が、報酬金となるとされている。

本件においては、上記の住民訴訟によって沖縄市及び沖縄県が支出を免れた額が「経済的な利益の額」になるというべきであり、それを基準にして報酬金を算出すると、以下のとおりである。

沖縄県 経済的な利益の額 264億円
報酬金 10億6338万円
沖縄市 経済的な利益の額 275億円
報酬金 11億0738万円

なお、本件では、沖縄市及び沖縄県は(1)の金額の支出を現実に免れているのであり、基準にいう「経済的利益」が「算定不能の場合」に当たるということはできないから、上記のとおり計算するのが正当だというべきである。

(3) 以上に加え、本件については、とくに下記の事情も参考されるべきである。

- ①相当数の弁護士が選任され、代理人としての職務と活動を行った。
- ②本件訴訟は、提訴の平成17年5月20日から勝訴判決確定に至るまで4年5か月の長期間に渡った。
- ③事案が複雑であり、争点が多岐にわたるものであった。

(4) 上記のすべての事情を勘案すれば、「報酬額の範囲内で相当と認められる額」は、(2)に記載した額を上回るものとなる。

第4 これまでの経過

原告らは、被告に対して、弁護士報酬金を請求したが、被告から回答がなか

つた。

第5　まとめ

よって、原告は、被告に対し、地方自治法242条の2第12項に基づく弁護士報酬金の一部として、金1050万円及びこれに対する請求の日の翌日である平成23年10月26日以降支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以上

証　　拠　　方　　法

- 甲1 判決（那覇地方裁判所）
- 甲2 判決（福岡高等裁判所那覇支部）
- 甲3 訴状（被告沖縄市）
- 甲4 訴状（被告沖縄県）
- 甲5 弁護士報酬請求書
- 甲6の1 郵便物等配達証明書（沖縄市）
- 甲6の2 郵便物等配達証明書（沖縄県）

添　　付　　書　　類

1 訴訟代理委任状

257通

当　　事　　者　　目　　録

原告 別紙原告目録記載（257名）のとおり

以下、代理人目録、別紙原告目録は省略。
上記、原告目録記載（257名）は、沖縄県知事相手の原告目録である。
なお、沖縄市原告目録の原告人数は、132名である。この132名の内、
4名は沖縄市長相手のみの原告であり、128名は、沖縄市長・沖縄県知事
相手の原告である。
原告延べ総数は、 $257+4=261$ 名である。